

日向市税等 Web 口座振替受付サービス導入業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、日向市税等 Web 口座振替受付サービス導入業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより契約予定事業者を選定するため、日向市税等 Web 口座振替受付サービス導入業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 日向市税等 Web 口座振替受付サービス導入業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「日向市税等 Web 口座振替受付サービス導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり |
| (3) 実施形式 | 公募型プロポーザル方式 |
| (4) 提案上限額 | 取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。
構築費 2,500,000 円
運用費（月額利用料） 70,000 円
1 件当たりのサービス利用手数料 110 円 |
| (5) 成果品等 | 仕様書のとおり |
| (6) 履行期間 | ・構築期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで
・運用期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで(60 ヶ月)
※運用期間については、サービス開始から 60 ヶ月間の利用契約（運用保守を含む）を別途締結する予定である。ただし、60 ヶ月間の利用を約束するものではない。 |

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規

定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

- (8) 令和7年度日向市建設業者等有資格者名簿に登録されている者で、「業務委託」の業務区分「情報処理」に登録されていること。(ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書類(以下「資格申請書類」という。)を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。)
- (9) 令和2年度から令和6年度において、地方公共団体との間で本業務に類似する業務を受託し、業務を完了した実績を有すること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けていること。

4 事務局

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号 日向市役所2階

総合政策部 行政改革・デジタル推進課 ICT推進係

電話番号：0982-66-1262

Eメール：gyoudigi@hyugacity.jp

5 スケジュール

期間又は期日	内容
4月21日(月)	公告
4月21日(月)～5月9日(金)	参加表明書、競争入札参加資格審査申請書の提出期間
4月21日(月)～5月2日(金)	質問受付期間
5月8日(木)	質問回答期日
5月15日(木)	参加資格通知、提案書の提出要請
5月22日(木)	提案書提出期限
5月26日(月)	プレゼンテーション及びヒアリング
5月27日(火)	契約予定事業者選定、選定結果通知
5月下旬	業務内容の最終打ち合わせ
6月上旬	契約

6 審査基準

別紙「審査基準表」により評価するものとする。

7 参加表明書提出手続

本プロポーザルへ参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、下記により参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月9日(金)午後5時15分まで
- (2) 提出方法 提出期限までに事務局へ持参又は書留郵便にて必着のこと。
※あわせて、電子データ(PDF形式)としてもメールにて提出すること。
- (3) 提出書類 様式は全て日向市公式ホームページからダウンロードすること。

様式	提出書類	提出部数
第1号	参加表明書	1部
第2号	会社概要	
第3号	業務実績書	
	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けていることが分かる書類の写し	

(4) 参加表明書類の記載に関する留意事項

- ア 参加表明書類に使用する用語は、日本語に限ること。
- イ 各種様式の記載は、次のとおりとする。
 - i) 様式第1号 参加表明書
参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
 - ii) 様式第2号 会社概要
 - ・会社名、所在地等を記載すること。
 - ・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
 - iii) 様式第3号 業務実績書
 - ・参加希望者が令和2年度から令和6年度において、地方公共団体との間で本業務に類似する業務を受託し、業務を完了した実績を記載すること。
 - ・記載した業務実績が確認できる資料（契約書や実績報告書の写し等、守秘義務に係る部分については削除可）を提出すること。

(5) 資格申請書類

令和7年度日向市建設業者等有資格業者名簿への追加登録を同時申請する者は、上記(4)に掲げる提出書類とあわせて日向市競争入札参加資格審査申請書一式を提出すること。

なお、提出にあたって、業種区分は「情報処理」、業務詳細区分は「各種システム」を選択すること。

追加登録の認定は、日向市建設業者等審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果は書面により通知する。

ただし、当該申請を行い、名簿に登録された者が本業務の提案等を辞退した場合は、該当申請及び名簿登録を遡って取り消すものとする。

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年4月21日(月)～5月2日(金)
- (2) 提出様式 様式第5号「質問書」
- (3) 提出方法 WordまたはPDF形式で電子メールにて事務局アドレスに送付すること。
※電話により「質問書」の到着確認を必ず行うこと。
- (4) 回答方法 令和7年5月8日(木)午後5時15分までに市ホームページに質問及び回答内容を公開することとし、個別の回答は行わない。
- (5) 注意事項
 - ア 電子メールの表題を「日向市税等 Web 口座振替受付サービス導入業務に関する質問」とし、本文中に会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。
 - イ 質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。
 - ウ 質問に対する回答は、実施要領や仕様書の追加又は修正とみなす。

9 参加資格審査・通知

「Web 口座振替受付サービス導入業務プロポーザル審査会」において、「4 参加資格」について審査する。

資格要件を満たす者（以下「参加者」という。）には企画提案書の提出を求めるものとし、令和7年5月15日(木)までに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」にて通知する。

10 提案書提出手続

参加者は、次のとおり提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月22日(木)午後5時15分まで
- (2) 提出方法 提出期限までに事務局へ持参又は書留郵便にて必着のこと。
※あわせて、電子データ(PDF形式)についてもメールにて提出すること
- (3) 提出書類

提出書類	名称		提出部数
提案書類	第5号	提案書	原本1部
	第6号	見積書	
	第7号	提案内容整理表	
	様式任意	提案詳細	
		業務工程表	
業務実施体制調書			
	見積書		

- (4) 様式第5号 提案詳細の記載に関する留意事項
 - ア 仕様書に記載されている業務及び仕様書に記載のない自由提案について記載すること。
 - イ 図、絵、写真等を使用するなど、提案のアピールポイントが把握しやすい資料とすること。
 - ウ 提案詳細に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
 - エ 様式規格は、A4規格とし、20枚以内にまとめること。両面印刷する場合は、片面を1枚と換算する。
 - オ 用紙1枚ごとにページ番号を記入すること。
- (5) 様式第6号 見積書の記載に関する留意事項
 - ア ①構築費、②運用費(月額)、③運用費(60ヶ月分)、④1件当たりの手数料、⑤9,000件当たりの手数料、⑥構築費及び運用費(60ヶ月分)、9,000件当たりの手数料の合計金額を記載すること。
 - イ 記載する金額は、消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税(消費税等)を除いた金額を記載すること。
- (6) 様式第7号 提案内容整理表に関する留意事項
 - 業務スケジュール・実施体制を除く各評価項目について、提案詳細に記載されている内容に対応するページ番号を記入すること。
- (7) 業務工程表の記載に関する留意事項
 - ア 様式規格は、A4規格とし、1枚にまとめること。
 - イ 提案詳細で示す内容を踏まえたスケジュールと本市の役割について、業務内容ごとに記載すること。
- (8) 業務実施体制調書の記載に関する留意事項
 - ア 様式規格は、A4規格とし、1枚にまとめること。
 - イ 本業務遂行にあたり必要と思われる技術者の業務別配置計画や、本市との連絡体制等を記載すること。

1.1 契約予定事業者の選定

契約予定事業者の選定にあたっては、プレゼンテーションを行い、企画・提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。実施にあたっては、Web会議サービスを使用するものとする。

- (1) 開催日時
令和7年5月26日(月) ※実施時間は参加事業者に別途連絡する。
- (2) Web会議サービスアプリケーションの種類
別途通知する。

- (3) 説明時間
説明 20 分以内、質疑応答 15 分程度
※説明準備は説明時間に含めない。また、説明は制限時間を超えた場合、途中終了とする。
- (4) 留意事項
 - ア 説明者は、本業務に携わる担当者 3 名以内とし、説明は提案詳細等に従い簡素明瞭に行うこと。追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。
 - イ プレゼンテーションで使用する機器は事務局と参加者の双方で各自準備することとする。
 - ウ 様式第 7 号 提案内容整理表で示す番号順で審査内容の説明を行うこと。
- (5) 審査
 - ア 審査基準表に基づき、本市職員で構成する審査委員会において選定し、最も評価点の高い事業者を契約予定事業者とする。なお、評価点の合計が同点となる者が 2 者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。
 - イ 提案書を提出した参加者が 1 者のみの場合でも、プレゼンテーションを行い、審査委員会において審査を行う。
 - ウ 委託業務の品質確保を図る為、選定にあたっての失格基準として、評価点の合計点が 60% 未満だった場合は、失格とする。
 - エ 提案書の特定結果については、参加者全員に「結果通知書」により通知する。
 - オ 審査結果については、日向市公式ホームページにおいて、契約予定事業者の名称及び採点結果の合計点、次点者の合計点を公表する。(評価項目ごとの得点は、公表しない。)

1 2 参加表明者の失格要件

- (1) 応募資格を満たさない事業者又は契約予定事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 3 提案書の失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プロポーザル実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 見積書の金額が「2 業務内容 (4) 提案上限額」を超過した場合
- (4) 上記 (1)、(2) 及び (3) に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合

1 4 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書等の作成については、1 事業者 1 提案とし、提案書等を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。

1 5 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 日向市は、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 日向市は、参加事業者から提出された提案書等について、日向市情報公開条例(平成 13 年条

例第2号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

1.6 契約の締結

日向市は契約予定事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。ただし、契約予定事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位事業者を契約先相手方に選定する。

1.7 その他

- (1) 本実施要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに係る経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 書面又は電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (4) 本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）の定めるところによるものとする。